

注

- 1 「登録団体」とは、構成員の半数以上が県内在住者で構成される団体であり、事前に登録を行った団体とする。
- 2 「県内学校」とは、県内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校の職員、学生、生徒及び児童とする。
- 3 ジョギング・サイクリングステーションの更衣室を使用する場合において、シャワーを使用しないときの更衣室の使用料は、無料とする。

二 備品の利用料金

普通自転車（電動アシスト自転車を除く。）	一台一日につき	五〇〇円
電動アシスト自転車	一台一日につき	八〇〇円